

# 令和4年度 事業計画

## 多機能型事業所くるみ園 (児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業所)

### 1 発達支援の基本理念

「発達支援」とは、「障害の軽減・改善」という医学モデルにとどまらず、地域・家庭での育ちや暮らしを支援する生活モデルへの支援を重要な視点としてもつ概念である。障害が確定した子どもへの「(運動機能や検査上の知的能力の向上などの) 障害改善への努力」だけでなく、障害が確定しない段階の子どもも対象として、発達の基盤となる家族への支援や保育所等の地域機関への支援も視野に入れる広い概念である。「障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が地域で育つ時に生じる様々な課題を解決していく努力のすべてで、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成(狭義の発達支援)、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援(家族支援)、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革(地域支援)を包含した概念」と定義される。

### 2 児童発達支援センターくるみ園 基本方針

くるみ園は、地域の中核的な児童発達支援センターとして、個別・集団活動及び相談を通じ、発達支援の連続性、継続性が重要である事を重視し、関係者の理解を得ながら子どもの生きぬく力を支援する。併せて、地域支援(療育等支援事業や保育所等訪問支援事業)を展開し、個別支援計画を基本としながら、発達に「困り感」を抱える全ての子どもたちが集団生活に適応する力を育てる。これらの事業を通して地域の子どもの福祉の増進に寄与する。

## 令和4年度 重点支援項目

### 1 発達支援技術向上のための内部研修の充実

これまでの歴史の中で、様々な発達支援法を確立してきたが、近年職員の異動や離職により、それらの考え方を基にした支援が定着できていない現状がある。昨年度に引き続き、再度くるみ園の発達支援の柱となる各種発達支援法を内部研修にシリーズで取り上げながら、我々が提供する発達支援のスタイルが普遍的であることを確認し、全ての職員が吸収できるよう取り組み、児童発達支援センターの職員として求められる専門性を身に着ける努力を行う。そして、職員はセンター職員として必要な知識と倫理観を身に着ける。

### 2 発達支援について

どんなに重い障害があっても、自分でしたいことを自分で決めたり選んだりすることは可能である。自分の意見を述べることは難しくても、選ぶことは小さい頃からの積み重ねにより身に付けることが出来る。まずはコミュニケーションスキルを身に着け子どもを信じ、子どもの主体性を大切にしたい。分かりやすい見通しを持った活動を組んでいくことが、児童発達支援には求められている。

① 様々な経験を積むこと(経験しないことは分からないし決められない)。

② あらゆる場面で「選ぶ」機会が保障されていること(「選ぶ」経験が「決める」ことにつながる)。

③ 意見を自由に言え、間違っても否定されずに聴いてもらえること(「意思表明権」)。

「意思決定」のベースを作るには、幼少期からこれらのことが生活や遊びの中で意図して取り込まなければならない。大人になって、自分の意思の下生活が送れるようになるためにも、日々の発達支援の現場で行われる保育の視点によるあそびを通し、「自分で決めて、自分で選ぶ力」に結びつく発達支援を実践したい。

### 3 家族支援について

児童発達支援における家族支援は、保護者の就労保障や家庭養育の補完を目的として行われるものではない。本来の目的は、子どもが最大限に成長・発達できるようその基盤となる家庭生活や親子関係を支援するものであり、子どもを中心においた家族支援であることを理解しなければ

ならない。保護者が子どものことを心から愛おしいと思え、様々な発達課題をエンパワメントの視点を持って支援することが大切である。くるみ園では「チャイルドファースト」の理念の下、保護者の気持ちに寄り添って、時間をかけ、丁寧に支えていくためにも、事業所内相談支援に力を注ぎ、職員と保護者が協同で歩んでいける努力を行う。家庭訪問や母子プレー、クラス懇談会や様々な園行事を通して家族支援の在り方を学ぶ。

#### 4 地域支援及び移行支援について

乳幼児期から学童期の支援を一体的に提供できる事業所は、松山市の北部地域においてはくるみ園だけである。地域におけるセンター的機能の役割を果たす上で、全ての機能が整っている当事業所を広く関係機関から信頼と信用が得られるよう、これまで以上に連携を強化する。又、法人独自の取り組みでもある合同保育、合同遊戯等を活用しながら、子どもたちの次へのステップへの移行支援を行いながら、通過施設としての役割を果たし、障害があっても地域で共に暮らす地域づくりを目指す。

### 令和4年度 年間行事計画

多機能型事業所くるみ園

月	園 行 事	園 外 行 事	定 例 行 事
4	入園式 親子通園 クラス懇談会 家庭訪問 健康診断 個別支援計画懇談会 個別支援計画作成会議		◎ 週間行事 衛生検査(月) 水泳(隔週火) 発達相談(随時) 研究日(水・金) 合同保育(火・木) 設定保育(木)
5	親子遠足 合同小運動会 こどもの日 父母の会講座「支援計画」 母の日 発達検査 (津守・稲毛式乳幼児発達検査) 年長児K式検査 試食会 参観日	父母の会学校見学(5月~6月) 介護等体験(5月~随時)	
6	父の日 自由参観週間(グループ活動) グループ活動参観日 救命救急講座 歯科検診	瀬戸内を囲む幼児通園施設職員研修会(瀬戸内セミナー)	
7	プール開き 七夕 ちびっこ夜市 個別支援計画懇談会 夏期日課	福角保育園夕涼み会 堀江保育園夕涼み会 市教育相談(7.9.10月)	
8	クラス懇談会 個別支援計画見直し	中四国地区幼児通園施設主任職員研修会	
9	健康診断	発達支援保育セミナー	
10	運動会 交通安全教室		
11	参観日 自由参観週間(グループ活動) 七五三 交通安全教室 マラソン大会 県福祉協会幼児療育研修会		
12	総合防災訓練 クリスマス・おゆうぎ会 クラス懇談会	幼児療育研修会 中四国地区幼児通園施設職員研修会	
1	健康診断 自由参観週間(グループ活動)		
2	節分 まめまき もちつき 個別支援計画懇談会 年長児 新版K式検査	特別支援学級連合発表会 入学説明会 体験入学	
3	ひなまつり 個別支援計画作成会議 クラス懇談会 卒園式	幼保小連絡協議会	

心理判定(津守・稲毛式乳幼児発達検査)は、発達相談時にも実施する。

—令和4年度—  
放課後等デイサービス事業所 未来事業計画

**1. 基本方針**

児童福祉法、及び障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき、利用者のニーズに応じた個別支援計画を作成し、その計画に基づきながら在宅の利用者が住み慣れた地域での生活が送れるように、卒業後の生活を見据えた情緒の安定・気持ちの表出・生活スキル・作業スキル・ソーシャルスキルの向上等を目的とした支援を行う。

年齢や障がい特性に応じて、総合的なニーズを確認していきながら計画的にサービスを提供すると共に、保護者と一緒になって子育てを支える環境作りを行う。

**2. 事業所の重点目標**

**【自立支援と日常生活の充実のための活動】**

①遊びや活動を通して成功体験を重ね自己肯定感を育むと共に、自分の気持ちの表出を行える機会を重ねていくことで情緒の安定を図る。

②利用者のライフステージに応じた活動を提案すると共に、卒業後の生活をイメージできるよう情報提供や見学・相談を適宜実施していくと共に、家族を対象とした研修会を開催、地域に公開する。

**【創作活動】**

③自然に触れる機会を設け、季節の素材を用いた工作を行う等、表現する喜びを体験する。

**【地域交流の機会の提供】**

④家族参加型イベント等、家族と一緒に活動を行う活動を提案し、家族同士の繋がり作りや子どもと一緒に楽しめる活動機会を提供していく。

⑤ホームページの変更を行い、事業所の内容のみならず研修会の内容、実習・ボランティア等の受け入れ方法等を公開していくことで、地域に向けての情報発信を広げていく。

⑥社会福祉士等の実習、ボランティアの受け入れを通じ、次代の福祉を担う人材育成を行うと共に、開かれた施設作りを目指していく。

**【余暇の提供】**

⑦外出体験やレクリエーション活動を通じ、活動経験を重ねると共に、本人の選択肢の広がりを目指していく。

**【職員の資質向上】**

⑧虐待防止指針や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針等を職員に周知しつつ、職員の実践力の向上に努めていく。

**3. 事業の一日の流れ 【放課後等デイサービス事業】**

① 平日（放課後）			
時間帯	内 容	時間帯	内 容
13:00	事業所出発～しげのぶ特別支援学校～ みなら特別支援学校	13:30	事業所出発（堀江小学校・栗井小学校・和気小学校 北条小学校 愛大附属特別支援学校）
14:25	しげのぶ小学部終業	14:30	事業所到着
14:35	みなら小学部終業（学内待機）		
15:15	しげのぶ中・高等部終業	17:30	おやつ 各種活動
15:25	みなら中・高等部終業 （送迎車で下校）		
16:15	事業所到着 おやつ・各種活動	18:00	事業所出発
17:30	事業所出発		
18:00			

② 土日・祝日・長期休暇時	
時間帯	内 容
8:00	事業所出発
10:00	事業所到着 各種活動
12:00	昼食・休憩 各種活動
15:00	おやつ
16:00	事業所出発
18:00	事業所到着

#### 4. 支援の具体的内容

##### (1) 各種活動

- ① 遊びを通じた療育活動
  - ・ブロック等を使った創造力の育成
  - ・バランスボードやトランポリン、ムーブメント運動を使った感覚統合
- ② 運動活動
  - ・散歩やプール【夏期のみ】を使った健康支援
- ③ 学習活動
  - ・持参の学習教材・数字や言葉等、生活の中で使うことのできる力の育成
  - ・気持ちの理解・表出や各種ソーシャルスキルトレーニングの実践
- ④ 音楽活動
  - ・ミュージックケア、リトミック活動を通しリズム力の育成及び情緒面のケア
- ⑤ 創作活動
  - ・陶芸等制作活動 うちわ等季節の品物の作成 書道体験等個別の制作活動
- ⑥ 各種体験活動
  - ・おやつ作り 買い物体験 釣り堀、ピザ作り体験 昼食体験 作業体験等
- ⑦ 機能訓練
  - ・専門職による各種機能訓練 月4回 第1～第4木曜日

##### (2) 生活支援

- ① 健康管理
  - ・利用時の検温、体調不良時の家族、医療機関等の連携等健康面の支援
- ② 食事支援
  - ・食事の際のマナー等の支援
- ③ 排泄支援
  - ・トイレの誘導等の支援

##### (3) 相談等

- ・日常生活の中での助言、相談
- ・相談支援専門員との連携、他の福祉サービスの情報提供・サービスの斡旋や利用方法の助言
- ・保育所と連携しての就学相談や学校と連携しての個別支援計画の作成

##### (4) 送迎サービス

【平日】 みなら特別支援学校 しげのぶ特別支援学校 愛媛大学附属特別支援学校  
堀江小学校 粟井小学校 和気小学校 北条小学校（その他の学校は要相談）

【休日】 各家庭

##### (5) その他

- ① ホームページ・園便り等を通じ、活動内容・予約状況等についての発信を行う
- ② イベントを通じて地域貢献の機会を設け、家族と協働した活動の提案や福祉施設の持つ資源を地域に還元していく
- ③ 家族参加型のイベント等を通じ、利用者を支える家族に対する相談・支援を行い、在宅の利用者・家族のもつニーズの掘り起こし、あるいはサービスに対しての疑問等の解消に努めていく

- ④ 卒業後の生活がイメージできるよう、グループホームの見学や作業体験を計画的に実施していく

## 5. 関係機関との連携

事業の実施にあたっては、下記の機関と連携を密にし、利用者の適切な支援とサービスの提供に努める。

- ① 当該市町及び児童相談所、学校等
- ② その他の放課後等デイサービス事業所や福祉サービス事業所、相談支援事業所等
- ③ 併設の児童発達支援センター及び保育所等訪問、又法人内他事業所

## 6. 緊急時の対応および安全管理

サービス提供時の利用者の安全・病状の変化・事故等については下記のとおり、適切な対応に努める。

- ① 家族への連絡等の措置
- ② 主治医やかかりつけ医療機関への連絡を行う等の措置
- ③ 救急医療機関への搬送等の措置
- ④ 事業所の管理者への連絡等の措置